

薬物乱用防止について

本来は、病気などの治療に使用する医薬品を医療目的以外で
使用することや医薬品でない薬物を不正に使用することを
「**薬物乱用**」といいます。

例えば、不眠症でないのに酩酊感を味わうために睡眠薬を
服用することやシンナーを遊びや快楽を得るために使用す
ることです。

このように本来の目的と異なる使用をした場合、たとえ1回
使用しただけでも、「**薬物乱用**」にあたります。



最近は、「合法ハーブ」「アロマ」「お香」などと称して
インターネット等で販売されている「**危険ドラッグ**」があ
ります。これらを使用すると嘔吐、けいれん、呼吸困難、
意識障害等の健康被害を起し、死亡するケースも発生し
ています。

これらの薬物は、「合法」「脱法」等と称して販売されて
いますが、規制薬物以上の依存性・毒性を有する成分を含
んでいるものもあり、大変危険なものです。使用したこと
による事故や事件も発生しています。

「危険ドラッグ」の中には、麻薬等の規制薬物が含まれているものもあります。合法、
脱法などと称して販売されているからといって「違法ではない」「危険ではない」とい
うことでは決してありませんので販売側の作り上げる誤ったイメージに騙されないよ
うにしましょう。

文部科学省 大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット

[薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～](#)

[\(PDF:770KB\)](#)



本学 体育局医連合会・学生健康保険委員会が共同で毎年開催する
「薬物乱用防止講習会 ～若者を狙う犯罪防止～」



危険ドラッグ（警察庁資料「薬物乱用の無い社会を」より）